

各都道府県

「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の
推進に関する法律」担当課 御中

総務省地域力創造グループ地域振興室
厚生労働省職業安定局需給調整事業課
林野庁林政部経営課

特定地域づくり事業協同組合の職員が組合員等である林業経営体の
下でトライアル雇用研修を受講する場合の留意点について

特定地域づくり事業協同組合の職員（以下「職員」という。）が、組合員等である林業経営体（以下「組合員等」という。）の下で林業に従事する場合、令和3年度より、「緑の雇用」新規就業者育成推進事業実施要領」（平成23年4月1日付け22林政経第225号林野庁長官通知。以下「緑の雇用事業実施要領」という。）に定めるトライアル雇用研修（以下「トライアル雇用研修」という。）の活用を可能とすることについては、「特定地域づくり事業協同組合の職員に対する林業経営体における「緑の雇用」新規就業者育成推進事業の活用について」（令和3年5月12日付け総行地第67号・職需発0512第1号・3林政経第117号総務省地域力創造グループ地域振興室長・厚生労働省職業安定局需給調整事業課長・林野庁林政部経営課長通知）によりお知らせしているところですが、特定地域づくり事業協同組合においてトライアル雇用研修を実施する場合の留意点については、下記のとおりであるので、ご了知の上、特定地域づくり事業協同組合等に対する助言・指導等に当たっていただきますようお願いいたします。

また、貴都道府県内の市町村に対しても、本事務連絡の周知及び適切な助言をお願いいたします。

記

1 職員を対象としてトライアル雇用研修を活用する場合の取扱い

職員が組合員等の下で、労働者派遣の形態により林業に従事する場合、トライアル雇用研修を活用することができるほか、在籍型出向（※）の形態により林業に従事する場合も、組合員等への直接雇用など地域産業の担い手として地域への定着にも資するトライアル雇用研修を活用することが可能です。

在籍型出向によりトライアル雇用研修を活用する場合、職員の職業能力開発の一

環として行う研修として従事するものとし、その際に必要な手続は次のとおりとします（手続の流れは別添1をご参照願います。）。

（※）在籍型出向とは、出向元と出向先との間の出向契約によって、労働者が出向元と出向先の両方と雇用契約を結び、出向先において勤務することをいいます。

（1）特定地域づくり事業協同組合と組合員等との出向契約の締結

ア 職員の個別同意や就業規則等の整備

在籍型出向は、使用者が労働者に命ずることで行うものであるところ、在籍型出向を命じるには、労働者の「個別的な同意を得る」か、又は「出向先での賃金・労働条件、出向の期間、復帰の仕方などが就業規則や労働協約等によって労働者の利益に配慮して整備されている」必要があるとされています。出向を行うに当たっては、その必要性や出向期間中の労働条件等について、特定地域づくり事業協同組合と職員との間でよく話し合いを行い、出向に際しては対象となる職員の個別的な同意を得ていくことが望まれます。

イ 出向契約の締結

在籍型出向を行うに当たっては、特定地域づくり事業協同組合と組合員等との間で出向契約を締結することとし、契約中、トライアル雇用研修は、対象職員の職業能力開発の一環として行うものであることを明記する必要があります。

一般的に、出向契約においては、出向期間や職務内容・職位・勤務場所等の事項を定めておくことが考えられ、詳細は次のとおりです。

また、出向契約の例は別添2のとおりですので、適宜ご活用ください。

（ア）出向期間中の給与の支給方法

在籍型出向の場合における給与の支給方法としては、

- ・ 出向先が出向中の職員に直接支給
- ・ 出向先が出向元に対して給与負担金を支払い、出向元が出向中の職員に支給

等の方法が考えられますが、「2 特定地域づくり事業推進交付金の取扱い」に示している特定地域づくり事業推進交付金における派遣職員人件費の対象は、特定地域づくり事業協同組合が出向中の職員に支給した給与等（事業主負担の社会保険料等を含む。）となることにご留意ください。

（イ）給与の法人税法上の取扱い

出向中の職員の給与については、法人税法上、以下のように取り扱われます。

- ① 出向先が出向元に対して支払う給与負担金は出向先の給与として取り扱われます。（法人税法基本通達（以下「法基通」という。）9-2-45）
- ② 出向中の職員の給与を出向元が全額負担し、出向先が負担しなかった場合、出向先が負担すべき給与は、出向元から出向先に対する経済的利益の無償の供与に該当しますので、出向元において寄附金課税の対象と

なります。

- ③ 出向元の給与水準が出向先の給与水準より高く、出向元でその差額を補填する場合に、出向元が出向中の職員に対して支給した差額補填の給与の額は、出向期間中であっても、出向元の損金の額に算入されます。
(法基通 9-2-47)

(ウ) 雇用保険

出向元及び出向先の双方と雇用関係を有する出向中の職員については、当該職員が生計を維持するのに必要な主たる賃金を受けている方の雇用関係についてのみ、雇用保険の被保険者となります。

出向中の職員が出向先で雇用保険の被保険者となる場合は、出向元での資格喪失手続及び出向先での資格取得手続が必要です。

出向中の職員が失業した場合に受給する失業等給付の基本手当の算定に当たっては、雇用保険の被保険者となっている雇用主から支払われた賃金のみが基礎となるので、賃金支払関係をいずれか一方に集約して処理することが望ましいです。

(エ) 労働者災害補償保険

出向中の職員が出向先の組織に組み入れられ、出向先事業主の指揮監督を受けて働く場合は、出向元で支払われている賃金も出向先で支払われている賃金に含めて計算し、出向先で労働者災害補償保険を適用してください。

(オ) 厚生年金保険・健康保険

出向中の職員は、出向元か出向先のうち、使用関係があり報酬が支払われている雇用主（一方又は双方）で厚生年金保険・健康保険の適用を受けます。

なお、出向元と出向先の双方において被保険者となる場合は、当該出向中の職員が選択した事業所を主たる事業所として、二以上事業所勤務届の届出を、主たる事業所を管轄する年金事務所・健康保険組合に届け出る必要があります。

ウ 市町村との協議

特定地域づくり事業協同組合が在籍型出向を行おうとする場合は、上記ア及びイの取扱いについて、市町村と協議の上、実施してください。

(2) トライアル雇用研修の活用に係る手続等

ア 特定地域づくり事業協同組合において、職員が組合員等の下で林業に従事する場合、組合員等は、その初年度に、トライアル雇用研修を活用することができます。

なお、組合員等がトライアル雇用研修に対する助成を受ける場合は、緑の雇用事業実施要領別表1の林業経営体の要件の欄のトライアル雇用研修の項に掲げる要件を全て満たす必要があります。

イ 組合員等が、「緑の雇用」新規就業者育成推進事業の事業実施主体（以下「事業実施主体」という。）に対して、緑の雇用事業実施要領に定めるトライアル雇用研修実施計画書を提出するに当たっては、対象の職員について、出向契約に基づく職業能力開発が行われるよう、組合員等は、特定地域づくり事業協同組合に対して、当該トライアル雇用研修実施計画書の内容についてあらかじめ協議が必要です。

ウ 組合員等は、事業実施主体からトライアル雇用研修に係る承認通知書を受領したときは、その写しを特定地域づくり事業協同組合に送付してください。

エ トライアル雇用研修終了後、組合員等が、事業実施主体に対して、緑の雇用事業実施要領に定めるトライアル雇用研修実績報告書を提出する際、組合員等は、事業実施主体に対し、職員である研修受講者に係る研修受講証明の発行を求める必要があります。

オ 組合員等は、事業実施主体から、職員である研修受講者の研修受講証明を受領したときは、その写しを職員及び特定地域づくり事業協同組合に送付してください。

（３）組合員等の下での職員の職業能力開発のための研修の実施

ア 特定地域づくり事業協同組合の事業計画における職業能力開発研修の計画
特定地域づくり事業協同組合が、特定地域づくり事業に関する事業計画を都道府県知事に提出するに当たっては、「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第 64 号）ガイドライン」（令和 2 年 3 月 31 日付け総行地第 56 号総務省大臣官房地域力創造審議官通知。以下「ガイドライン」という。）の様式第 2 号ー 2 「キャリア形成支援制度に関する計画書」において、出向契約を踏まえ、研修計画を記載してください。

研修内容については、初年度はトライアル雇用研修を活用する必要があります。また、トライアル雇用研修を修了した職員については、その翌年度に限り、組合員等への在籍型出向により林業就業に関する知識・技術・技能を段階的に習得させる内容の研修を実施することができます。（キャリア形成支援制度に関する計画書の様式の備考欄に、林業に従事する予定の職員については、当該業務に関する職業能力開発研修を実施するものである旨、段階的に習得予定の技術内容及びトライアル雇用活用予定の旨を記載すること。）

なお、前年度と同内容の研修を実施している場合は、「知識・技術・技能を段階的に習得させる内容」とはいえず、新たな知識・技術・技能を習得させる内容である必要があることに十分留意してください。

イ 研修を行う林業経営体の要件

特定地域づくり事業協同組合の事業計画に記載した研修計画に沿って研修を実施する組合員等は、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成 8 年法律第 45 号）第 7 条に定める「認定事業主」であることが必要です。

ウ 特定地域づくり事業協同組合の事業報告

特定地域づくり事業協同組合は、事業年度終了後、都道府県知事にガイドライン様式第5号に定める「特定地域づくり事業報告書」（以下「事業報告書」という。）を提出するに当たり、備考欄に研修内容を記載するものとします。なお、初年度は、前項（2）オに定める研修受講証明の写しを事業報告書に添付するものとします。

エ 都道府県の特定地域づくり事業担当部局と林務部局との連携強化

事業報告書を受領した都道府県知事（特定地域づくり事業担当部局）は、林務部局に事業報告書を回付するものとします。林務部局においては、事業報告書において研修の実施状況を確認し、職員の林業に関する職業能力開発に疑義がある場合には、特定地域づくり事業担当部局に対し、報告徴収や適合命令について協議を求めることができるものとします。

また、林務部局は、職員の林業に関する職業能力開発が適切に行われるよう、組合員等に助言することができるものとします。

（4）事業実施に係る国の助言

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第64号）第15条第1項及び第2項に基づき、国は、都道府県又は特定地域づくり事業協同組合に対し、事業の実施にあたって必要な情報の提供、助言等を行うものとします。

2 特定地域づくり事業推進交付金の取扱い

特定地域づくり事業協同組合が出向中の職員に支給する給与等については、特定地域づくり事業協同組合が実施する派遣労働者に対する教育訓練の一環として、「特定地域づくり事業推進交付金交付要綱」（令和2年3月31日付け総行地第55号総務大臣通知。以下「交付要綱」という。）別表に定める派遣職員人件費の対象となるものです。

ただし、以下の点に留意する必要があります。

（1）稼働率の計算における留意点

出向契約に基づき林業に従事する労働時間等は、交付要綱別表のうち「（注1）当該派遣職員の稼働率の計算方法」に定める算式において、分母には含まれますが、分子には含まれません。

派遣職員の稼働率が8割未満の場合は、交付対象経費の上限額を稼働率に応じて漸減することとされていますので、留意が必要です。

（2）出向先と派遣先が同一の事業者である場合の一の派遣先事業者における年間総労働時間の年間総労働時間に占める割合の計算における留意点

出向先と派遣先が同一の事業者である場合には、出向契約に基づき林業に従

事する労働時間等は、交付要綱別表のうち「(注2)一の派遣先事業者における年間総労働時間の年間総労働時間に占める割合の計算方法」に定める算式において、分母及び分子に含まれます。

一の派遣先事業者における年間総労働時間の年間総労働時間に占める割合が8割を超える派遣職員の人件費は交付対象経費から除かれますので、留意が必要です。

(3) 事業報告書の提出にあたっての留意点

市町村等が、特定地域づくり事業推進交付金の交付を受けて、特定地域づくり事業協同組合に対する助成を実施する場合、特定地域づくり事業協同組合は、交付金の実績確認のスケジュールに則って、事業報告書を市町村等に提出する必要があります。

特に、初年度は、1(3)ウに定めるとおり研修受講証明の写しを事業報告書に添付するものとされていますので、市町村等への事業報告書の提出期日に遅れることのないよう、組合員等から事業実施主体に対し、ゆとりをもって研修受講証明の発行を求める必要があります。

(4) トライアル雇用研修に対する助成との関係

市町村等が、特定地域づくり事業推進交付金の交付を受けて、特定地域づくり事業協同組合に対する助成を実施する場合であっても、組合員等において、別途、トライアル雇用研修に対する助成を受けることは、助成目的が異なることから、これを妨げるものではありません。

(問合先)

在籍型出向に関すること：各都道府県労働局

トライアル雇用研修に関すること：林野庁経営課 田中、小嶋 (03-3502-1629)

事業計画、事業報告、特定地域づくり事業推進交付金に関すること：

総務省地域振興室 岩田、今岡 (03-5253-5534)

特定地域づくり事業協同組合の職員が組合員等である林業経営体の下で トライアル雇用研修を受講する場合の留意点

- 職員が在籍型出向の仕組みを活用して、組合員等である林業経営体の下で、林業に関する職業能力開発を実施する場合の手続等を新たに整備。
- 職員の林業に関する職業能力開発が適切に行われるよう、都道府県の特定地域づくり事業担当部局と林務部局との連携強化により、現場での制度の定着化を図る。
- 職員は、研修期間を経て地域の林業経営体に直接雇用されることで、地域産業の担い手として定着することを旨とする。

(手続の流れ) ※②及び⑤は初年度のみ (出向契約の締結)

- ①-1 XとYとの間で出向契約締結<事務連絡1(1)イ>
- ①-2 Xは市町村と出向契約に係る協議
<事務連絡1(1)ウ>

(トライアル雇用研修実施計画)

- ②-1 YからZに対しトライアル雇用研修実施計画書を提出<事務連絡1(2)ア、イ>
- ②-2 ZからYに対し承認通知書発出
<事務連絡1(2)ウ>
- ②-3 YからXに対し承認通知書の写しを送付
<事務連絡1(2)ウ>

(特定地域づくり事業計画)

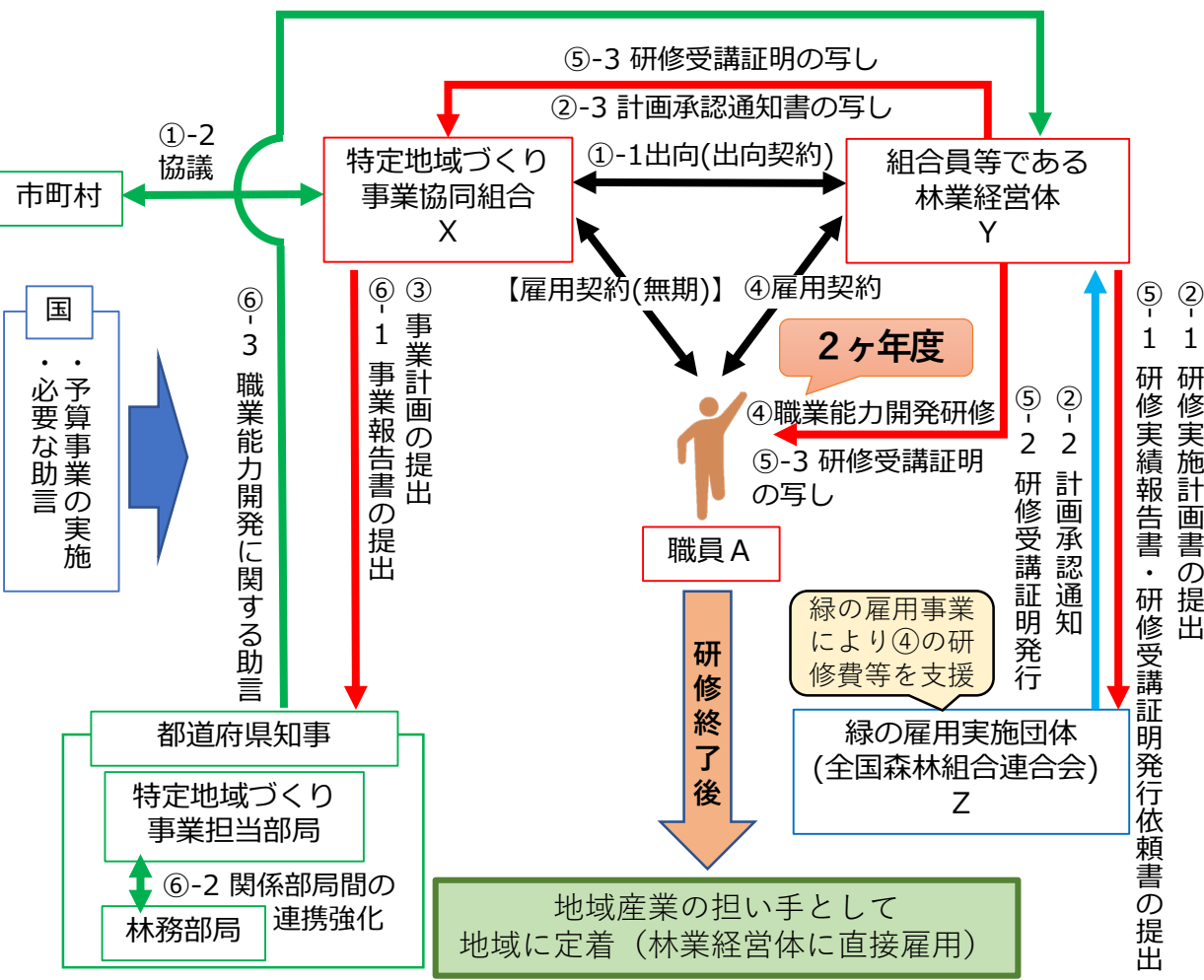
- ③ Xから都道府県知事に対し研修計画を記載した特定地域づくり事業計画を提出<事務連絡1(3)ア>
- ④ YにおいてAの職業能力開発のための研修を実施<事務連絡1(3)ア>

(トライアル雇用研修実績報告)

- ⑤-1 研修終了後、YからZに対しトライアル雇用研修実績報告書及び研修受講証明発行依頼書を提出<事務連絡1(2)エ>
- ⑤-2 ZからYに対し研修受講証明を発行
<事務連絡1(2)オ>
- ⑤-3 YからA及びXに対し研修受講証明の写しを送付<事務連絡1(2)オ>

(特定地域づくり事業報告書)

- ⑥-1 Xから都道府県知事に対し研修内容を記載した特定地域づくり事業報告書を提出<事務連絡1(3)ウ>
- ⑥-2 都道府県関係部局間の連携<事務連絡1(3)エ>
- ⑥-3 都道府県知事からYに対する職業能力開発に関する助言<事務連絡1(3)エ>



緑の雇用事業により④の研修費等を支援

緑の雇用実施団体 (全国森林組合連合会) Z

研修終了後

地域産業の担い手として
地域に定着 (林業経営体に直接雇用)

【出向契約書の参考例】

※以下の契約書はあくまで例示の一つであり、実際の契約書の作成にあたっては、出向元企業・出向先企業の双方で協議をお願いします。

出向契約書

〇〇特定地域づくり事業協同組合(以下「甲」という。)と〇〇株式会社(以下「乙」という。)とは、甲の労働者を乙に出向させるに際し、その取扱いについて下記のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結する。

(定義)

第1条 本契約において、出向とは、甲の労働者を甲に在籍させたまま、乙の労働者として乙の業務に従事させることをいう。

2 本契約において、出向者とは、乙に出向する甲の労働者をいう。

(目的)

第2条 本契約における出向とは、甲の労働者の職業上の能力開発を目的とする。

(出向元及び出向先の名称及び所在地)

第3条 出向元たる甲と出向先たる乙の名称及び所在地は以下のとおりである。

[出向元(甲)] 名称 〇〇特定地域づくり事業協同組合

所在地 〇〇県〇〇市〇〇 〇丁目〇番〇号

[出向先(乙)] 名称 〇〇株式会社

所在地 〇〇県〇〇市〇〇 〇丁目〇番〇号

(出向者及び出向期間)

第4条 出向者及び出向期間は以下のとおりとする。なお、出向期間の短縮又は延長をしようとする場合は、甲乙協議の上、書面による合意により決定し、甲は決定内容を出向者に通知するものとする。

[出向者] 〇〇〇〇(昭和〇〇年〇〇月〇〇日生)

[出向期間] 令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日

(出向形態等)

第5条 出向者は、出向期間中、甲の労働者として甲に在籍したまま、乙の指揮命令下において乙の業務に従事する。

2 出向者は、出向期間中、甲において休職扱いとする。ただし、出向者の出向期間は甲の勤続年数に通算する。

(出向者の業務等)

第6条 乙における出向者の勤務地、所属、役職及び業務内容は以下のとおりとする。なお、乙は、これらの事項を変更する場合は、甲の事前の書面による承諾を得るものとする。

[勤務地] 〇〇〇〇

[所属] 〇〇〇〇

[役職] 〇〇〇〇

[業務内容] 〇〇〇〇

2 乙は、甲指定の方法に基づき、出向者の勤務状況その他甲指定の事項を翌月〇日までに甲に報告するものとする。

(出向者の労働条件等)

- 第7条 出向者の労働時間、休憩、休日、休暇、服務規律、安全衛生、法定外災害補償、福利厚生並びに乙での異動及び出張については、乙の定めるところによるものとする(ただし、出向者が出向期間中に甲の福利厚生制度を利用することを妨げない。)。なお、労働基準法第39条第7項の規定に基づく使用者の年次有給休暇の時季指定義務は乙が負うものとし、その取扱いについては乙の定めるところによるものとする。
- 2 出向者の表彰及び懲戒については、乙の定めるところにより乙が行うものとする。また、諭旨退職及び懲戒解雇については、甲の定めるところにより甲が行うものとする。
- 3 出向者の休職、退職及び普通解雇については、甲の定めるところによる。
- 4 出向者の賃金(時間外、休日及び深夜労働に対する割増賃金を含む。)については、甲の定めるところにより甲が出向者に直接支払うものとする。ただし、通勤費、交通費及び出張費については、乙の定めるところにより乙が出向者に直接支払うものとする。
- 5 乙は、出向者との雇用契約締結時に、出向者に対して労働条件通知書を交付するものとする。ただし、甲は、甲乙協議の上、乙に代わって出向者に対する労働条件通知書の交付を行うことができる。

(安全衛生の措置等)

- 第8条 出向者に対する安全衛生の措置(定期健康診断その他の労働安全衛生法上の措置を含む。)は、乙の負担により乙が実施する。

(社会保険等)

- 第9条 出向期間中の出向者の健康保険、厚生年金保険、介護保険及び雇用保険については、甲において被保険者資格を継続させ、その事業主負担分の保険料は甲が負担する。
- 2 労働者災害補償保険については、乙において加入し、その保険料は乙が負担する。

(出向先の給与負担金等)

- 第10条 乙は、甲に対して、給与負担金として1か月当たり〇〇〇, 〇〇〇円を支払う。ただし、月の途中に出向が開始し、又は終了した場合の当該月の給与負担金については日割り計算とする。
- 2 乙は、甲に対して、前項に定める給与負担金を当月末日までに甲の指定する下記銀行口座に振り込むものとする。なお、振込手数料は乙の負担とする。
- [銀行名] 〇〇銀行
[支店名] 〇〇支店
[口座種別] 普通
[口座番号] 〇〇〇〇〇〇〇
[口座名義] 〇〇〇〇株式会社

(復職)

- 第11条 出向者が次の各号に該当した場合、甲は当該出向者に対して復職を命じるものとする。
- (1) 出向期間が終了したとき
(2) 出向の目的を達成し又は出向の目的が消滅したと甲が判断したとき
(3) 心身の故障等乙での労務提供が困難であると甲が判断したとき
(4) 甲の休職事由、普通解雇事由、懲戒事由に該当したと甲が判断したとき
(5) 乙での出向者の勤務状況等から乙の事業に支障を来し又は来すおそれがあると甲が判断したとき
(6) 出向期間中に甲を退職するとき
(7) 前号に掲げる事由のほか復職させるべき理由があると甲が判断したとき

(機密保持)

第12条 甲及び乙は、本契約期間中に知り得た相手方の業務上の情報その他の機密情報（次の各号に該当するものを除く。以下「機密情報等」という。）を、相手方の書面による事前の同意を得ることなく、第三者に提供、開示又は漏洩してはならず、本契約を履行する以外の目的に使用してはならない。

- (1) 開示を受けた時点で既に保有している情報
- (2) 開示を受けた時点で既に公知であった情報
- (3) 開示の前後を問わずその責に帰すべき事由によらずに公知となった情報
- (4) 開示の前後を問わず正当な権利を有する第三者より適法に入手した情報
- (5) 開示された情報に基づかずに独自に開発した情報

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、裁判所又は行政機関の命令、要請等により要求される場合には、当該要求に対応するのに必要な範囲で機密情報等を開示することができる。ただし、甲又は乙は、当該要求を受けた旨を相手方に遅滞なく通知するものとする。

3 甲及び乙は、機密情報等の滅失、毀損又は漏洩のないようその責任において完全に機密情報等を保管するものとし、本契約が終了した場合において、相手方から機密情報等について返却又は破棄（電磁的記録の場合は削除）を指示されたときは、その指示に従い返却又は破棄（電磁的記録の場合は削除）をするものとする。

4 本条の規定は、本契約終了後もなお有効とする。

(個人情報)

第13条 甲及び乙は、出向者の個人情報の取扱いに関しては、個人情報の保護に関する法律、関連法令及びガイドラインを遵守し、当該個人情報の保護に努めるとともに、当該個人情報を出向者の雇用管理及び業務に必要な範囲についてのみ使用し、当該個人情報の滅失、毀損又は漏洩のないよう必要かつ適切な措置を講じるものとする。

(有効期間)

第14条 本契約の有効期間は、第4条の規定に定める出向期間が終了するまでとする。ただし、乙が林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第7条に定める「認定事業主」に該当しなくなった場合には、本契約はその時点をもって終了したものとみなす。

(準拠法及び合意管轄)

第15条 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については〇〇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議事項)

第16条 本契約の定めなき事項及び本契約の解釈適用につき疑義が生じたときは、甲乙協議の上誠意をもって解決にあたるものとする。

2 本契約を変更する場合は、甲乙協議の上、書面による合意による。

本契約締結の証として本書2通を作成して甲乙記名押印の上各自1通保有する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲 〇〇県〇〇市〇〇 〇丁目〇番〇号
〇〇特定地域づくり事業協同組合
代表 〇〇 〇〇 (印)

乙 〇〇県〇〇市〇〇 〇丁目〇番〇号
〇〇株式会社
代表取締役社長 〇〇 〇〇 (印)